

七月一日から

見附市へ統合

料金の納入は農協または役場へ

前号でお知らせしましたとおり、中之島村の水道事業が、七月一日付で見附市の水道事業に統合されました。

◎料金滞納者の措置

○水道料金と納入方法

。料金について

七月分からの、水道料金の計算は、電子計算機で行いますので、宛名はすべてカタカナ書きとなります。

また、料金は当分の間、現在の中之島村の水道料金を適用します。

。納入方法

納入方法は、今までと同じで変更ありませんが、料金の収納を取扱う機関として、中之島村農協、中野農協、中条農協、北部農協、第四銀行今町支店と役場出納室で取扱うことになります。但し、納期限を過ぎたものについては、農協で取扱い致しません。従って、納期後の納入については、第四銀行今町支店か、役場出納室で取扱いをいたします。

料金は、指定の納期までに納入して下さい。

もし、指定の納期までに納入されないと、給水が停止されることがありますのでご注意下さい。

◎水道管が破れたときの連絡先
見附市役所ガス水道課か、公認工事店（今町、中之島地区）に連絡して下さい。

◎メーターの検針
毎月一日から五日までの間に検針を行いますのでご協力下さい。

◎16億円で第3次拡張事業（見附市）

見附市からの通水時期は、今のところ、昭和五十年の七月から八月頃までに通水される予定です。

見附市では、中之島村も含めた第三次水道拡張事業を総額十六億六千万円の巨費を投じて、昭和四十八年度から五十三年度

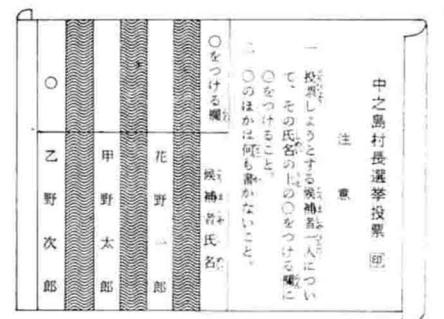
までの六年間で施行する予定です。水源も、現在の刈谷田川だけでは不足になりますので、長岡地内の信濃川から取水し、そこから、送水管パイプ約四千メートルを布設して見附市の青木浄水場まで送水することになつております。

中之島地内もこの工事と並行し、給配水管の布設替や、水池、配水池の築造等、その他多くの工事が施行されることになつております。以上のように、この拡張事業は、ぼう大な工事量と経費を必要とします。

従つて、これら的事情から判断しますと、通水の時期は五十年の夏ごろを予定しており、それまでは現在の島田浄水場施設を改良して給水しますので、い

見附市公認水道工事店一覧表

住 所	工 事 店 名	電 話 番 号
見附市本町2丁目2~1	(有) 小 町 屋	(見附局)2-0348
" 細越町1丁目2~6	(有) 金 源 商 店	2-0543
" 南本町2丁目16~6	北 村 設 備	2-5747
" 今町2丁目7~26	坂 口 ボンブ 店	6-2736
" 本町1丁目11~14	(有) 佐 藤 鉄 工	2-0412
" 細越町2丁目2~49	(有) 下 田 屋 金 物 店	2-0859
" 今町4丁目11~13	清 水 配 管	6-2441
" 学校町1丁目5~3	並 泽 工 務 店	2-1460
" 新町3丁目4~49	白 新 工 業 姉	2-2167
" 新町2丁目1~31	(有) 見附清掃工業社	2-2146
" 嶺崎町1丁目1~14	(有) 見附設備	2-0035
" 本町3丁目4~33	諸 橋 工 務 店	2-1965
" 南本町2丁目1~44	(有) 山 田 工 機	2-4354
中之島村大字高 畑	今 泉 設 備 姉	6-3193
" 島 田	石 川 配 管	6-8281
" 中 之 島	中 之 島 工 事 店	6-2407
" 中 条	中 条 設 備	(中条局)43 165
" 下沼新田	丸 寅 建 設 姉	(分水局) 2862
" 宫 内 丁	(有) 山 田 商 会	(見附局)6-3466



今秋の村長選 村議補選から 記号式投票を採用

かく投票されても無効となります。

うとする者、一人に對して、記号を記載する欄に○の記号を記入して投票箱に入れるということです。今までの投票方法と違つて、投票用紙に候補者の氏名を記入（自書）することががくなつたわけです。

なお、投票される場合、投票用紙に印刷されてゐる候補者に対して二人以上の記号を記入しないようのご注意下さい。せつ

- ◎ 現在お住まいになつていて、
住宅を増改築または修繕され
る場合も融資が受けられま
す。
- 申込者の資格
新築の場合と同じ。
- 融資額
- 一、融資の限度は、十万円以上
百八十万円まで。
- 融資の条件
- 一、利率 年六%
- 二、償還期間 十年以内
- 三、償還方法 原則として元金全
均等割賦方式により二ヶ月ご

昭和48年度に // 魅力ある農業を推進 //

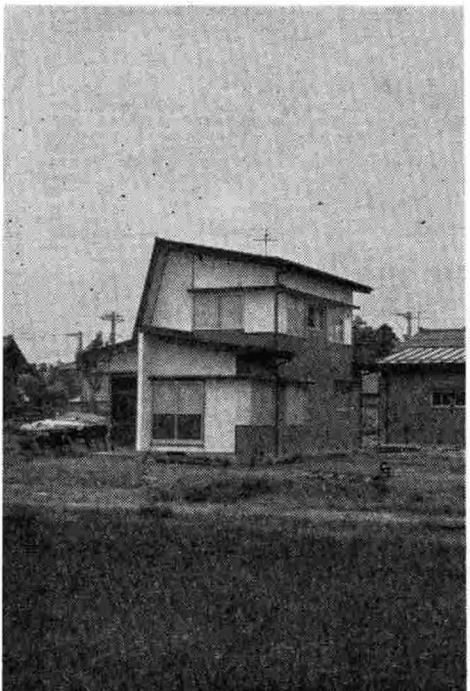
農振地域整備計画の樹立

村では、昭和四十八年度を目
標に、農業振興地域整備計画を
とに無秩序な転用が進み、今後
の農業経営に多くの問題をなげ

ら地区説明会（対象者は嘱託員、農家組合長）を農協単位で

※ 整備計画のねらい

面積	構造	耐火	不燃	組立	木造
	簡耐	組立	木造		
90m ² 以上 同居割増しの場 合のみ)	(老人	万円	万円	万円	万円
	280	270	240	200	
80m ² 以上	260	250	220	180	
80m ² ～70m ² 以上	220	210	190	160	
70m ² ～60m ² 以上	190	180	160	140	
60m ² ～50m ² 以上	160	150	130	110	
50m ² ～40m ² 以上	130	120	110	90	



快適な住まい作りに 住宅資金の活用を

受付期間 48年5月10日～49年3月31日

○新築される方で、65才以上のおとしよりが同居されていふると割増しの融資が受けられます。

（申込者の資格）

一、自分で住むための住宅を必要としており、土地の準備ができる方。（借地でもよ）

二、収入月額が当初償還金の五倍以上であること。（例えば

百八十万円借りた場合、八万一千円以上月収があること）
三、同居家族があること。
四、六十五才以上の老人と同居し、住宅の床面積が九十平方メートル（約二十七・二坪）以上ある場合融資額が割増。
五、申込人と同等以上の収入がある保証人が一名必要です。
保証人がみあたらない場合は、公庫住宅融資保証協会に若干の保証料を支払えば保証を引受けてくれます。（例えれば、木造住宅で百八十万円借りた場合、保証協会に五千九百円払込むと十八年間保証してくれます）

一、住宅部分の床面積が三十平方メートル以下であること。

二、住宅部分と店舗または事務所等をあわせて建設する場合は、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の二分の一以上。

三、償還期間

木造の住宅 十八年以内。
簡易耐火構造の住宅 二十年以内。

四、担保
竣工した建物を公庫の第一順位の担保とする。

五、償還方法 元金均等割賦方式の毎月払い。

六、受付場所 第四銀行、新潟相互銀行、北越銀行、大光相互通銀行、各農協（申込用紙）用意しております。

七、受付期間 昭和四十八年五月十日から四十九年三月三十日まで（但し融資期間中で、

!!魅力ある農業を推進!!

昭和48年度に

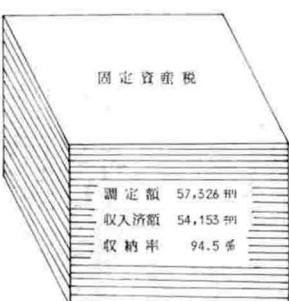
農振地域整備計画の樹立

整備計画の樹立

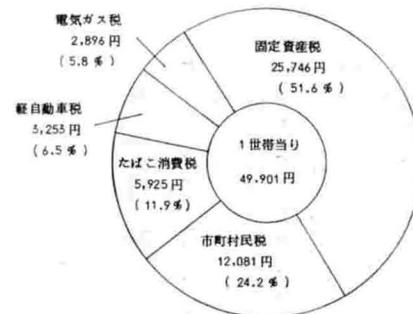
改良工事の終った村道中通線
(高畠部落内)

村税の内訳

△ 税目別の納入状況



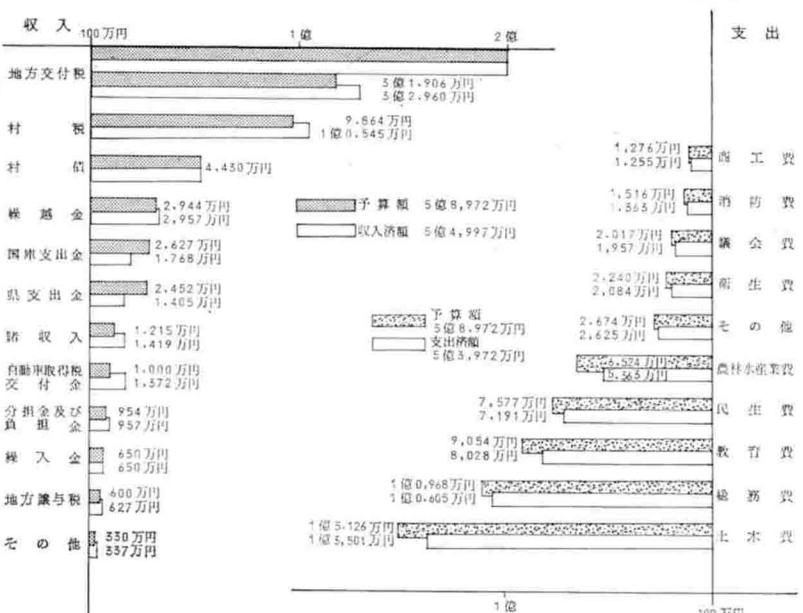
△ 村税の負担状況



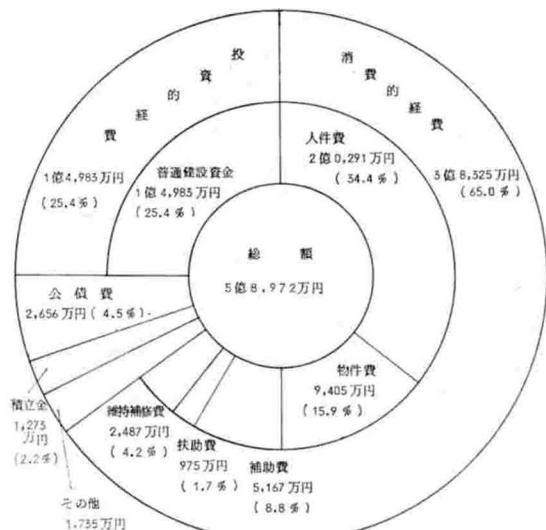
1世帯当たりの村税負担額

一般会計の予算と収入・支出の状況

(48. 3. 31 現在)

改良工事の終った村道中通線
(高畠部落内)

一般会計歳出性質別経費の内訳



住民一人当たりの村税負担額

村の家計簿はこうなっております

昭和47年度下半期分 (昭和47年10月1日から
昭和48年3月31日まで)

中之島村告示第63号
地方自治法第243条の3の規定に基づく、
中之島村財政状況の公表に関する条例の定めるところに
より「昭和四十七年度下半期の財政状況」を次のよう
に公表いたします。

昭和四十八年五月二十九日
中之島村長 斎藤恭三

財政状況のあらまし

中之島村の財政の実情を村民のみなさんからよく理解していただきために、村では、毎年二回にわたり財政状況を公表していますが、今回は昭和四十七年度の下半期(昭和四十七年十月から昭和四十八年三月まで)における財政状況をお知らせします。

○ 一般会計

昭和四十七年度一般会計予算の実行につきましては、積極的かつ計画的な財政運営に努め各種の施策を推進してまいります。

昭和四十七年度一般会計予算は、下学期において、六千二百九十三万円の補正予算が追加され、最終予算総額は、五億八千九百七十三万円となりました。これを前年度の最終予算(五億一千五百四十九万円)と比較してみますと七千四百二十三万円(伸び率十四.四%)の増加となり、前年度の伸び率三十二%にはおおよそない結果となっています。

十月から三月までの半年間に補正された主なものは、農免道路舗装事業費八百十九万八千円、農振関係補助金六百六十一萬一千円、用水改良事業調査費三百五万円、七十才以上の老人扶助費二百八万七千円等をはじめ、衆議院議員の選挙費、職員の給与改定費などの予算を追加しました。

また、後年度の財政負担を考慮してまいりましたが、今後とも

とくに経費の支出について行政効果を総合的に検討し、行政手続の向上を図ることに重点をおいて財源配分を行なってまいりましたが、今後とも

税負担の軽減と合理化を図りつつ、社会福祉の充実、生活関連社会資本の整備など、村民福祉の向上を図ることを基本とし

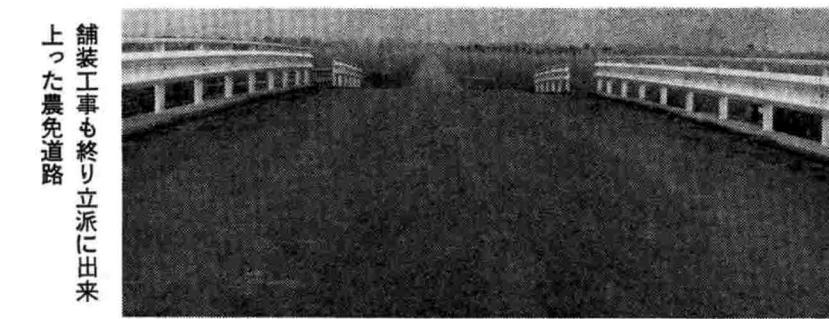
て、積極的かつ計画的な財政運営に努め各種の施策を推進してまいります。

昭和四十年度の国保特別会計予算は、下学期において二千六十五万六千円の補正予算が追加され、最終予算総額は一億七千二百三十五万円となりました。これを前年度の最終予算(一億二千九百五十八万九千円)と比較してみますと、四千二百七十六万一千円(伸び率三十三.%)の増加となり、前年度の伸び率一.二%を大きく上廻りました。

このように大きく増加した歳出予算を、目的別に前年度分と比較してみると、老人医療の無料化に伴う受診率の上昇と、「保険給付費」は、前年度一億三千百七万三千円(伸び率二十六.一%)の大巾な増加になりましたほか、将来の保険給付費一千九百七万七千円だったのに對し、本年度は一億五千十五万円と三千百七万三千円(伸び率二十四万三千円の積み立てを行なったこと等による増加が主なものです)。

今後とも、療養給付費等の増加が予想されますが、極力経費の節減に徹し、健全財政の維持に努力してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

予算執行状況は、別図表のとおりです。この中には、四月、五月の出納整理期間の分が含まれませんが、四十七年度の一般会計、国保会計とも健全財政を保てる見通しです。これも村民のみなさんの理解と上げますと共に、今後ともしそうのご協力を願いたいと思います。



上った農免道路

三月末現在における各会計の予算執行状況は、別図表のとおりです。この中には、四月、五月の出納整理期間の分が含まれませんが、四十七年度の一般会計、国保会計とも健全財政を保てる見通しです。これも村民のみなさんの理解と上げますと共に、今後ともしそうのご協力を願いたいと思います。

電々公社では、最近における経済圏、生活圏の拡大に伴つて、最低料金で通話できる範囲を大巾に拡大し、通話料金はすべて時間と距離に応じた合理的な制度（広域時分制といいます）で昭和四十七年十一月十二日から全国的に順次実施されております。

そこで、本村も（長岡単位料金区域）七月十五日（日）から、この制度が適用となります。

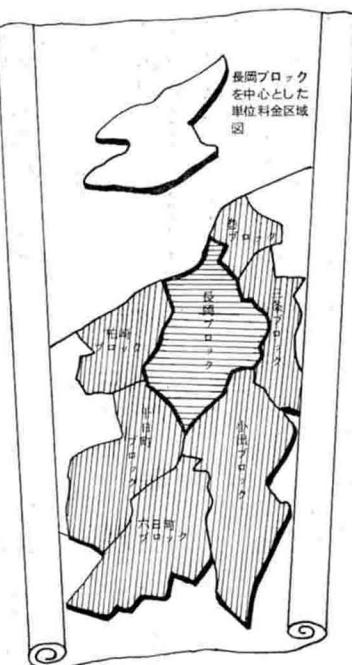
主な内容は次の通りです。

一、現在の通話料金制度は二本立て。

現在の通話料金制度は、時間に関係なく一回七円でかけられる市内通話と、七円でかけられるが、時間と距離が遠くなればなるほど通話時間が短くなる市外通話の二本立てとなつており、市内通話と市外通話は加入区域で区分されております。

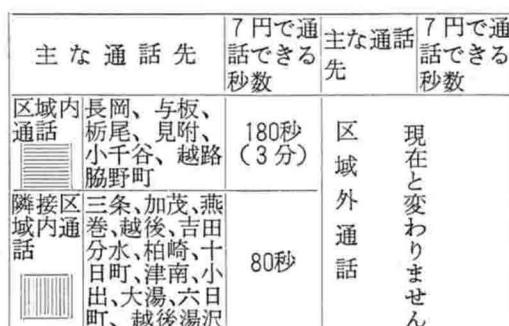
二、広域時分制になると、七円でかけられる区域が広がります。

広域時分制では、加入区域（現在の市内通話地域）を、い



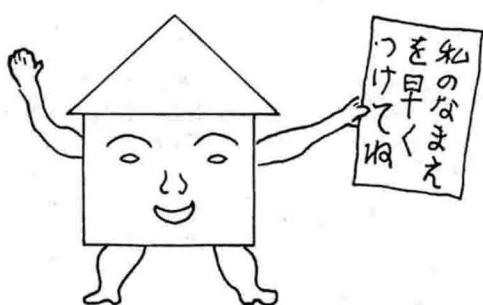
電話が広域時分割制に
長岡、小千谷が7円で

7月15日(日)午前0時から



三、隣接ブロックへは八十秒七円に
　　隣接しているブロックへの通話は、現在、近効通話として六十秒七円ですが、広域時分割制では、八十秒七円となり値下げになります。

「老人憩の家」の名称募集



応募用紙、官製ハガキに「老人懇の家」の名称は○○○○と記入し、その左側に住所、氏名、職業、年令をハツキリ記入して下さい。

名称の選考

応募集の中から「老人懇の家」の名称にもつともふさわしいものを三点選出し、そのうちから決定いたします。

入選者には粗品を進呈

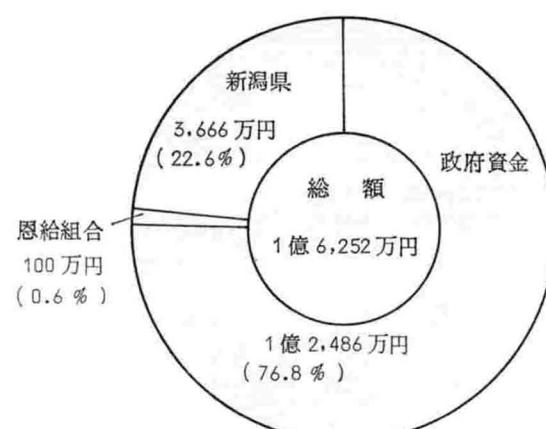
上位の三点については、粗

品を進呈します。
。その他、選考の結果等につ
いては次号に掲載し、みなさ
んにお知らせします。
※ 詳細については、住民福祉
課へおたずねください。

円玉を追加することにより継続して話しができるようになります。
少形赤電話は、昭和五十年度末までに全部大型赤電話に取り替えられることになっております。

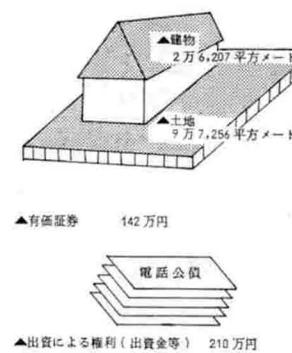
地方債（借入金）の内訳

△ 借 入 先

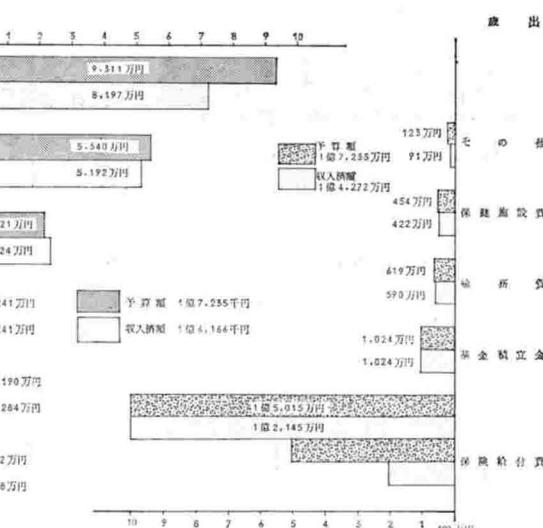


財産の状況

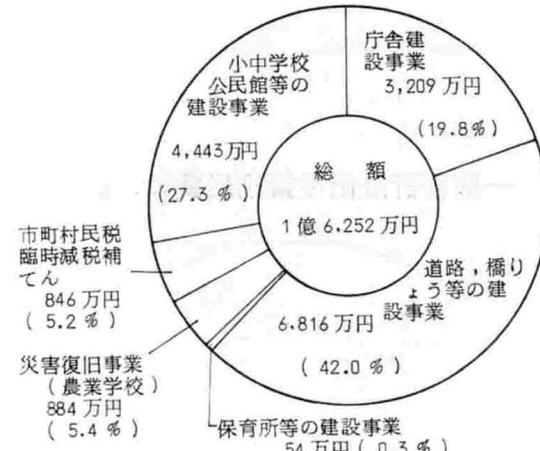
▲基 金	4,719 万円
○財政調整基金	2,349 万円
○土地開発基金	1,305 万円
○国保預託金	41 万円
○国保納付準備基金	1,024 万円



特別会計（国民健康保険）の予算と 収入・支出の状況（48.



△ 借入金の用途



国民年金制度の充実を待望する声はすでに久しく、國も四十八年を「年金の年」として国民年金制度の飛躍的発展を図るためにその改正法案が、今国会に提出されております。この改正法案がきまりますと、次の範囲によつてもう一度、五年年金に加入することが出来ますのではやめに住民福祉課へお申し出下さい。

- 。加入了の申出期間 昭和四十八年七月一日から翌年三月三十日まで
- 。加入時期 加入の時期は、昭和四十五年六月にさかのぼり加入したことになります。
- 。保険料 加入時期がさかのぼりますので、保険料も一律九百円で、この時期から納めることになります。
- ※ 詳細についてのお問い合わせは住民福祉課へ。

人權擁護委員に
飛鳥井義賢氏を選任